

令和7年2月吉日

顧問先の皆様へ

税理士法人 上杉会計事務所

好評につき再度開催

とにかくなりやすい！

「生前贈与のルールが変わりました」セミナー B日程 開催のご案内

2月6日に開催しました「生前贈与」に関するセミナーは、お陰さまで参加者アンケートにて下記の通り、大変高評価をいただきました。
(いずれも10点満点で有効回答15名様の平均)

内容のわかり易さ 9.4点 情報のお役立ち度 9.53点 総合評価 9.4点

つきましては、講演内容を更にブラッシュアップの上、下記の通り別日程で再度開催いたします。

さて、令和6年1月から、「生前贈与」に関するルールが大きく変わっています。従来より、「相続税対策」として計画的な生前贈与を進めていらっしゃる皆様にとっては、その手法を根本から見直していただく必要があるかもしれません。そこで、当セミナーでは、生前贈与の正しい進め方や留意点について、具体的な事例を多数採り上げ、とにかくなりやすいと解説申し上げますので、ぜひご参加下さい。

記

〈日 時〉

令和7年4月4日(金) 13:30~16:00

〈会 場〉

甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」
甲賀市水口町水口 6009-1 (甲賀警察署北側)
TEL 0748-70-2595

〈講 師〉

弊所所長 上杉恵一

〈内 容〉

- ① 将来後悔しないように、“民法上”正しい生前贈与の進め方
- ② 「生前贈与加算」のルールが変わります
- ③ 使い勝手が向上、「相続時精算課税制度」とは？
- ④ “使える”優遇税制、“使えない”優遇税制
- ⑤ 必聴！相続税の節税対策としての生前贈与有効活用法

(注) 2月6日開催分と同内容ですが、説明法を一部よりわかりやすく改善していますので、再度のご受講も大歓迎です。

〈参加費〉

無 料

〈定 員〉

先着30名様限定

----- 切り取らずファックス下さい -----

「生前贈与のルールが変わりました」セミナーB日程 参加申込書

税理士法人
上杉会計事務所 行

FAX 0748-62-9710 (※切:3月31日)

貴社名

参加者ご芳名